

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		事業者に対する命令	
根拠条例・規則名		さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為に係る紛争の防止及び調整に関する条例	
条 項		第 3 1 条	
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築総務課 (電話：048-829-1538)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、具体的な基準を設定することが困難であるため)	
	設定等年月日	年 月 日設定	年 月 日最終改正
備 考			